



宮 崎 県 公 報

平成26年3月26日(水曜日)号外 第9号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 36,000 円

目 次

条 例	頁
○使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例…………… (財政課) 1	

本号で公布された条例のあらまし

- ◎ 使用料及び手数料徴収条例の条例の一部を改正する条例 (条例第12号)
 - 1 改正の理由及び主な内容
消費税率の引上げ等に伴い、所要の改正を行うこととしました。
 - 2 施行期日
この条例は、一部の規定を除き、平成26年4月1日から施行することとしました。

条 例

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。
平成26年3月26日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県条例第12号

使用料及び手数料徴収条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料徴収条例 (平成12年宮崎県条例第9号) の一部を次のように改正する。
次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 宮崎県立看護大学 <u>看護大学授業料及び看護大学施設使用料</u></p> <p>(7)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(142)の2 [略]</p>	<p>(使用料)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる公の施設を利用する者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の使用料を納めなければならない。ただし、公の施設に関する条例 (昭和39年宮崎県条例第7号) 第10条の5第1項の規定により、公の施設を管理する指定管理者が、当該公の施設の利用料金を収受している場合は、この限りでない。</p> <p>(1)～(5) [略]</p> <p>(6) 宮崎県立看護大学 <u>看護大学授業料、看護大学公開講座受講料及び看護大学施設使用料</u></p> <p>(7)～(19) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(手数料)</p> <p>第3条 法令、条例等の規定に基づく申請その他の行為 (次項及び附則第2項において「申請等」という。) により次の各号に掲げる事務の実施を求める者は、それぞれ当該各号に掲げる名称の手数料を納めなければならない。</p> <p>(1)～(142)の2 [略]</p> <p><u>(142)の3 宮崎県立看護大学公開講座の試験の実施 宮崎県立看護大学公開講座試験手数料</u></p>

(142)の3～(142)の5 [略]

(142)の6 介護保険法第48条第1項第3号の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の申請に対する審査 介護療養型医療施設指定申請手数料

(142)の7 [略]

(143)～(144)の3 [略]

(144)の4 介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 介護療養型医療施設指定更新申請手数料

(144)の5～(145) [略]

(145)の2～(145)の4 [略]

(146)～(171) [略]

(171)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物の取扱業の登録の申請に対する審査 動物取扱業登録申請手数料

(171)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物の取扱業の登録の更新の申請に対する審査 動物取扱業登録更新申請手数料

(171)の4～(171)の6 [略]

(172) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づくねこの引取り ねこ引取り手数料

(173)～(193) [略]

(194) 薬事法第4条第2項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 薬局開設許可更新申請手数料

(194)の2～(223) [略]

(223)の2 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 登録販売者試験手数料

(223)の3 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条第2項の規定による登録を含む。)の申請に対する審査 販売従事登録申請手数料

(223)の4～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第4条第1項若しくは第2項の規定による建築主事若しくは同法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者による同法第6条第5項、第6条の2第3項若しくは第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第8条第1項(同法第9条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請(同法第8条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下この号において「構造計算適合性判定」という。)が必要な建築物に係る申請に限る。)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項の規定

(142)の4 宮崎県立看護大学公開講座の受講手続 宮崎県立看護大学公開講座受講手数料

(142)の5～(142)の7 [略]

(142)の8 [略]

(143)～(144)の3 [略]

(144)の4 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有することとされる同法第26条の規定による改正前の介護保険法第107条の2第1項の規定に基づく指定介護療養型医療施設の指定の更新の申請に対する審査 介護療養型医療施設指定更新申請手数料

(144)の5～(145) [略]

(145)の2 児童福祉法施行規則(昭和23年厚生省令第11号)第6条の11の2第2項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査 保育士試験全部免除申請手数料

(145)の3～(145)の5 [略]

(146)～(171) [略]

(171)の2 動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号)第10条第1項の規定に基づく動物の取扱業の登録の申請に対する審査 第一種動物取扱業登録申請手数料

(171)の3 動物の愛護及び管理に関する法律第13条第1項の規定に基づく動物の取扱業の登録の更新の申請に対する審査 第一種動物取扱業登録更新申請手数料

(171)の4～(171)の6 [略]

(172) 動物の愛護及び管理に関する法律第35条第1項の規定に基づく猫の引取り 猫引取り手数料

(173)～(193) [略]

(194) 薬事法第4条第4項の規定に基づく薬局開設の許可の更新の申請に対する審査 薬局開設許可更新申請手数料

(194)の2～(223) [略]

(223)の2 薬事法第36条の8第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 登録販売者試験手数料

(223)の3 薬事法第36条の8第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事しようとする者の登録(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条第2項の規定による登録を含む。)の申請に対する審査 販売従事登録申請手数料

(223)の4～(393) [略]

(393)の2 建築基準法第4条第1項若しくは第2項の規定による建築主事若しくは同法第6条の2第1項の規定による指定を受けた者による同法第6条第5項、第6条の2第3項若しくは第18条第4項の規定に基づく構造計算適合性判定の請求、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第17条第1項(同法第18条第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく建築物の耐震改修の計画の認定の申請(同法第17条第4項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、建築基準法第6条第5項に規定する構造計算適合性判定(以下この号において「構造計算適合性判定」という。)が必要な建築物に係る申請に限る。)、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)第4条第1項の規定

に基づく建替計画の認定の申請（同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 1 項（同法第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（同法第17条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）又は同法第55条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第54条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(450) [略]

(451) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第63条第 3 項第 5 号イ若しくは第68条の69第 3 項第 5 号イ又は第31条の 2 第 2 項第15号ハ若しくは第62条の 3 第 4 項第15号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料

(452) 租税特別措置法第28条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第63条第 3 項第 6 号若しくは第68条の69第 3 項第 6 号又は第31条の 2 第 2 項第16号ニ若しくは第62条の 3 第 4 項第16号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料

(452)の 2～(453) [略]

2・3 [略]

4 第 1 項第 2 号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第 143号、第 143号の 2、第 143号の 6、第 145号、第 292号、第 428号、第 428号の 2、第 428号の 3、第 429号、第 430号、第 431号、第 432号、第 433号及び第 436号に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

使用料	区分	単位	金額	納期	備考
1 東京学生寮使用料	寮室	1人1月につき	18,600円	[略]	
2 芸術劇場使	コ ン	入場料 等を徴	平日 午前	[略]	1 「 入場
			28,700円		

に基づく建替計画の認定の申請（同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、同法第 7 条第 1 項の規定に基づく認定建替計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第 5 条第 2 項の規定による建築主事の同意が必要で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第17条第 1 項（同法第18条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく特定建築物の建築等及び維持保全の計画の認定の申請（同法第17条第 4 項の規定により適合通知を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請（同法第54条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）又は同法第55条第 1 項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請（同条第 2 項において準用する同法第54条第 2 項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申出があった場合で、かつ、構造計算適合性判定が必要な建築物に係る申請に限る。）に対する審査 構造計算適合性判定手数料

(394)～(450) [略]

(451) 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第28条の 4 第 3 項第 5 号イ若しくは第63条第 3 項第 5 号イ若しくは第68条の69第 3 項第 5 号イ又は第31条の 2 第 2 項第14号ハ若しくは第62条の 3 第 4 項第14号ハに規定する宅地の造成が優良な宅地の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良宅地造成認定申請手数料

(452) 租税特別措置法第28条の 4 第 3 項第 6 号若しくは第63条第 3 項第 6 号若しくは第68条の69第 3 項第 6 号又は第31条の 2 第 2 項第15号ニ若しくは第62条の 3 第 4 項第15号ニに規定する住宅の新築が優良な住宅の供給に寄与するものであることについての認定の申請に対する審査 優良住宅新築認定申請手数料

(452)の 2～(453) [略]

2・3 [略]

4 第 1 項第 2 号、第31号、第37号、第50号、第70号、第79号、第 143号、第 143号の 2、第 143号の 6、第 145号、第 145号の 2、第 292号、第 428号、第 428号の 2、第 428号の 3、第 429号、第 430号、第 431号、第 432号、第 433号及び第 436号に掲げる事務をそれぞれ別表第 3 の中欄に掲げる法律の規定により同表の右欄に掲げる者（以下この項及び次項において「指定試験機関等」という。）に行わせることとした場合において、指定試験機関等が行う当該各号に掲げる事務の実施を求める者は、当該各号に掲げる手数料を当該指定試験機関等に納めなければならない。

5 [略]

別表第 1（第 2 条関係）

使用料	区分	単位	金額	納期	備考
1 東京学生寮使用料	寮室	1人1月につき	19,100円	[略]	
2 芸術劇場使	コ ン	入場料 等を徴	平日 午前	[略]	1 「 入場
			29,520円		

用料	サ ー ト ホ ー ル	収しな い場合	午後 夜間	<u>57,300円</u> <u>82,300円</u>	料等 」と は、 入場 料、 会費 、会 場整 理費 その 他名 称の いか んを 問わ ず入 場す るこ とに 関し 徴収 され る入 場の 対価 及び これ に類 する もの をい う。	用料	サ ー ト ホ ー ル	収しな い場合	午後 夜間	<u>58,930円</u> <u>84,650円</u>	料等 」と は、 入場 料、 会費 、会 場整 理費 その 他名 称の いか んを 問わ ず入 場す るこ とに 関し 徴収 され る入 場の 対価 及び これ に類 する もの をい い、 入場 料等 の額 は、 消費 税額 及び 地方 消費 税額 を除 く額 とす る。	
		又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	全日 休日等	<u>151,500円</u>				全日 休日等	<u>155,820円</u>			
		1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>34,400円</u> <u>68,800円</u> <u>99,000円</u> <u>182,000円</u>				平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>35,380円</u> <u>70,760円</u> <u>101,820円</u> <u>187,200円</u>			
		2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>43,000円</u> <u>86,000円</u> <u>121,900円</u> <u>225,800円</u>				平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>44,220円</u> <u>88,450円</u> <u>125,380円</u> <u>232,250円</u>			
演 劇 ホ ー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>64,500円</u> <u>129,000円</u> <u>186,200円</u> <u>341,800円</u>	2～8 [略]	演 劇 ホ ー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>66,340円</u> <u>132,680円</u> <u>191,520円</u> <u>351,560円</u>	2～8 [略]			
		3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日				<u>71,600円</u> <u>143,200円</u> <u>207,800円</u> <u>380,400円</u>	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日		<u>73,640円</u> <u>147,290円</u> <u>213,730円</u> <u>391,260円</u>		
		1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日				<u>86,100円</u> <u>172,100円</u> <u>249,600円</u> <u>457,000円</u>	平日 午前 午後 夜間 全日		<u>88,560円</u> <u>177,010円</u> <u>256,730円</u> <u>470,050円</u>		
		1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日				<u>23,700円</u> <u>47,400円</u> <u>68,100円</u> <u>125,400円</u>	平日 午前 午後 夜間 全日		<u>24,370円</u> <u>48,750円</u> <u>70,040円</u> <u>128,980円</u>		
1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>28,500円</u> <u>56,900円</u> <u>81,800円</u> <u>150,400円</u>	2～8 [略]	演 劇 ホ ー ル	平日 午前 午後 夜間 全日	1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>29,310円</u> <u>58,520円</u> <u>84,130円</u> <u>154,690円</u>	2～8 [略]			
		1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合						平日 午前 午後 夜間 全日		<u>35,600円</u> <u>71,100円</u> <u>100,800円</u>	平日 午前 午後 夜間 全日	<u>36,610円</u> <u>73,130円</u> <u>103,680円</u>

	下の入 場料等 を徴収 する場 合	全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>186,700円</u> <u>42,600円</u> <u>85,300円</u> <u>120,900円</u> <u>224,100円</u>						下の入 場料等 を徴収 する場 合	全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>192,030円</u> <u>43,810円</u> <u>87,730円</u> <u>124,350円</u> <u>230,500円</u>				
	2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>53,400円</u> <u>106,700円</u> <u>154,100円</u> <u>282,700円</u> <u>64,000円</u> <u>128,000円</u> <u>184,900円</u> <u>339,200円</u>						2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>54,920円</u> <u>109,740円</u> <u>158,500円</u> <u>290,770円</u> <u>65,820円</u> <u>131,650円</u> <u>190,180円</u> <u>348,890円</u>				
	3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>59,300円</u> <u>118,500円</u> <u>171,900円</u> <u>314,700円</u> <u>71,100円</u> <u>142,200円</u> <u>206,200円</u> <u>377,600円</u>						3,000 円を超 える入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>60,990円</u> <u>121,880円</u> <u>176,810円</u> <u>323,690円</u> <u>73,130円</u> <u>146,260円</u> <u>212,090円</u> <u>388,380円</u>				
イ ベン ト ホ ー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>4,500円</u> <u>9,000円</u> <u>13,100円</u> <u>24,000円</u> <u>5,400円</u> <u>10,900円</u> <u>15,600円</u> <u>28,900円</u>					イ ベン ト ホ ー ル	入場料 等を徴 収しな い場合 又は 1 ,000円 以下の 入場料 等を徴 収する 場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>4,620円</u> <u>9,250円</u> <u>13,470円</u> <u>24,680円</u> <u>5,550円</u> <u>11,210円</u> <u>16,040円</u> <u>29,720円</u>				
	1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>6,800円</u> <u>13,600円</u> <u>19,300円</u> <u>35,800円</u> <u>8,200円</u> <u>16,300円</u> <u>23,200円</u> <u>43,100円</u>						1,000 円を超 え 2,0 00円以 下の入 場料等 を徴収 する場 合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>6,990円</u> <u>13,980円</u> <u>19,850円</u> <u>36,820円</u> <u>8,430円</u> <u>16,760円</u> <u>23,860円</u> <u>44,330円</u>				
	2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前	<u>10,200円</u> <u>20,400円</u> <u>29,500円</u> <u>54,200円</u> <u>12,200円</u>						2,000 円を超 え 3,0 00円以 下の入 場料等 を徴収	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前	<u>10,490円</u> <u>20,980円</u> <u>30,340円</u> <u>55,740円</u> <u>12,540円</u>				

	<table border="1"> <tr> <td>する場合</td> <td>午後 夜間 全日</td> <td><u>24,700円</u> <u>35,600円</u> <u>65,200円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000円を超える入場料等を徴収する場合</td> <td>平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>11,300円</u> <u>22,700円</u> <u>32,900円</u> <u>60,200円</u> <u>13,700円</u> <u>27,300円</u> <u>39,600円</u> <u>72,500円</u></td> </tr> </table>	する場合	午後 夜間 全日	<u>24,700円</u> <u>35,600円</u> <u>65,200円</u>	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,300円</u> <u>22,700円</u> <u>32,900円</u> <u>60,200円</u> <u>13,700円</u> <u>27,300円</u> <u>39,600円</u> <u>72,500円</u>																				
する場合	午後 夜間 全日	<u>24,700円</u> <u>35,600円</u> <u>65,200円</u>																									
3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,300円</u> <u>22,700円</u> <u>32,900円</u> <u>60,200円</u> <u>13,700円</u> <u>27,300円</u> <u>39,600円</u> <u>72,500円</u>																									
	<table border="1"> <tr> <td>大練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>12,300円</u></td> </tr> <tr> <td>中練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>7,800円</u></td> </tr> <tr> <td>小練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>3,000円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>9,300円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u></td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u></td> </tr> </table>	大練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>12,300円</u>	中練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>7,800円</u>	小練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>3,000円</u>	和室	午前 午後 夜間 全日	<u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>9,300円</u>	ミーティングルーム	午前 午後 夜間 全日	<u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u>	楽屋	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u>								
大練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>4,100円</u> <u>12,300円</u>																									
中練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>2,600円</u> <u>7,800円</u>																									
小練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>1,000円</u> <u>3,000円</u>																									
和室	午前 午後 夜間 全日	<u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>3,100円</u> <u>9,300円</u>																									
ミーティングルーム	午前 午後 夜間 全日	<u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u>																									
楽屋	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>2,100円</u> <u>6,300円</u>																									
	<table border="1"> <tr> <td>する場合</td> <td>午後 夜間 全日</td> <td><u>25,400円</u> <u>36,610円</u> <u>67,060円</u></td> </tr> <tr> <td>3,000円を超える入場料等を徴収する場合</td> <td>平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>11,620円</u> <u>23,340円</u> <u>33,840円</u> <u>61,920円</u> <u>14,090円</u> <u>28,080円</u> <u>40,730円</u> <u>74,570円</u></td> </tr> </table>	する場合	午後 夜間 全日	<u>25,400円</u> <u>36,610円</u> <u>67,060円</u>	3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,620円</u> <u>23,340円</u> <u>33,840円</u> <u>61,920円</u> <u>14,090円</u> <u>28,080円</u> <u>40,730円</u> <u>74,570円</u>																				
する場合	午後 夜間 全日	<u>25,400円</u> <u>36,610円</u> <u>67,060円</u>																									
3,000円を超える入場料等を徴収する場合	平日 午前 午後 夜間 全日 休日等 午前 午後 夜間 全日	<u>11,620円</u> <u>23,340円</u> <u>33,840円</u> <u>61,920円</u> <u>14,090円</u> <u>28,080円</u> <u>40,730円</u> <u>74,570円</u>																									
	<table border="1"> <tr> <td>大練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>12,650円</u></td> </tr> <tr> <td>中練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>8,020円</u></td> </tr> <tr> <td>小練習室</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>3,080円</u></td> </tr> <tr> <td>和室</td> <td>午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>9,560円</u></td> </tr> <tr> <td>ミーティングルーム</td> <td>午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u></td> </tr> <tr> <td>楽屋</td> <td>1室につき 午前 午後 夜間 全日</td> <td><u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u></td> </tr> </table>	大練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>12,650円</u>	中練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>8,020円</u>	小練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>3,080円</u>	和室	午前 午後 夜間 全日	<u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>9,560円</u>	ミーティングルーム	午前 午後 夜間 全日	<u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u>	楽屋	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u>								
大練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>4,210円</u> <u>12,650円</u>																									
中練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>2,670円</u> <u>8,020円</u>																									
小練習室	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>1,020円</u> <u>3,080円</u>																									
和室	午前 午後 夜間 全日	<u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>3,180円</u> <u>9,560円</u>																									
ミーティングルーム	午前 午後 夜間 全日	<u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u>																									
楽屋	1室につき 午前 午後 夜間 全日	<u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>2,160円</u> <u>6,480円</u>																									
3 青少年自然の家使用料	<table border="1"> <tr> <td>宿泊室</td> <td>1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	宿泊室	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年	[略]																							
宿泊室	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年	[略]																									
3 青少年自然の家使用料	<table border="1"> <tr> <td>宿泊室</td> <td>1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年</td> <td>[略]</td> </tr> </table>	宿泊室	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年	[略]																							
宿泊室	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年	[略]																									

		団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	<u>315円</u> <u>630円</u> <u>1,050円</u>					団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	<u>325円</u> <u>650円</u> <u>1,080円</u>	
	研修室	1室1時間につき	<u>480円</u>			研修室	1室1時間につき	<u>495円</u>		
体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,050円</u> <u>525円</u>		体育館	宮崎県青島青少年自然の家	1時間につき 全面を使用する場合 半面を使用する場合	<u>1,080円</u> <u>540円</u>		
	宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1時間につき	<u>750円</u>			宮崎県むかばき青少年自然の家 宮崎県御池青少年自然の家	1時間につき	<u>770円</u>		
	キャンプ場	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳	<u>105円</u> <u>210円</u>			キャンプ場	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳	<u>110円</u> <u>215円</u>		

		以上の者 その他のものが使用するとき	<u>315円</u>					以上の者 その他のものが使用するとき	<u>325円</u>	
キャン プ 用 具	テント	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	<u>105円</u> <u>210円</u> <u>315円</u>			キャン プ 用 具	テント	1人1泊につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のものが使用するとき	<u>110円</u> <u>215円</u> <u>325円</u>	
	寝袋	1泊1個につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のもの	<u>105円</u> <u>210円</u> <u>315円</u>				寝袋	1泊1個につき 児童、生徒及び学生の団体並びに青少年団体及び青少年育成団体が使用するとき 30歳未満の者 30歳以上の者 その他のもの	<u>110円</u> <u>215円</u> <u>325円</u>	

		が使用する とき					が使用する とき				
		毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 使用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が使用 する とき				毛布	1泊1枚 につき 児童、 生徒及 び学生 の団体 並びに 青少年 団体及 び青少 年育成 団体が 使用す るとき 30歳 未満 の者 30歳 以上 の者 その他 のもの が使用 する とき			
				105円					110円		
				210円					215円		
				315円					325円		
[略]					[略]						
6 看護 大学授 業料及 び看護 大学施 設使用 料	授 業 料	[略]			6 看護 大学授 業料、 看護大 学公開 講座受 講料及 び看護 大学施 設使用 料	授 業 料	[略]				
						公 開 講 座 受 講 料	認 定 講 座 受 講 料	受 講 料	年額	535,800円	規 則 で 定 め る 時 期
							再 受 講 料	再 受 講 料	1単位に つき	25,000円	
							補 習 料	補 習 料	1科目に つき	25,000円	
								補 習 料	1日につ き	2,500円	
	施 設	高木講 堂	1時間 につき		[略]	施 設	高木講 堂	1時間 につき			[略]

	使用料		空調設備を使用するとき 空調設備を使用しないとき	<u>6,900円</u> <u>1,600円</u>			使用料		空調設備を使用するとき 空調設備を使用しないとき	<u>7,500円</u> <u>1,700円</u>			
		[略]						[略]					
7 県営国民宿舎使用料	宿泊使用	和室	8 畳室	1人1泊につき 1室を3人以上で使用するとき 大人 <u>4,895円</u> 小学児童 <u>3,915円</u> 1室を2人以内で使用するとき 大人 <u>5,870円</u> 小学児童 <u>4,700円</u>		[略]	7 県営国民宿舎使用料	宿泊使用	和室	8 畳室	1人1泊につき 1室を3人以上で使用するとき 大人 <u>5,030円</u> 小学児童 <u>4,025円</u> 1室を2人以内で使用するとき 大人 <u>6,035円</u> 小学児童 <u>4,830円</u>		[略]
			10 畳室	1人1泊につき 1室を4人以上で使用するとき 大人 <u>4,895円</u> 小学児童 <u>3,915円</u> 1室を3人で使用するとき 大人 <u>5,625円</u> 小学児童 <u>4,505円</u> 1室を2人以内で使用するとき 大人 <u>6,360円</u>						10 畳室	1人1泊につき 1室を4人以上で使用するとき 大人 <u>5,030円</u> 小学児童 <u>4,025円</u> 1室を3人で使用するとき 大人 <u>5,785円</u> 小学児童 <u>4,630円</u> 1室を2人以内で使用するとき 大人 <u>6,540円</u>		

		小学 校児 童	<u>5,085円</u>						小学 校児 童	<u>5,230円</u>	
	10 畳 室 (洋 間 付)	1人1泊 につき 1室を 4人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 3人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童 1室を 2人以 内で使 用する とき 大人 小学 校児 童	<u>5,485円</u> <u>4,385円</u>						10 畳 室 (洋 間 付)	1人1泊 につき 1室を 4人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 3人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童 1室を 2人以 内で使 用する とき 大人 小学 校児 童	<u>5,640円</u> <u>4,510円</u>
	特 別 室 (同)	1人1泊 につき 1室を 5人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 4人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童 1室を 3人で 使用す るとき	<u>6,555円</u> <u>5,240円</u>						特 別 室 (同)	1人1泊 につき 1室を 5人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 4人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童 1室を 3人で 使用す るとき	<u>6,740円</u> <u>5,385円</u>
			<u>7,045円</u> <u>5,635円</u>							<u>7,245円</u> <u>5,795円</u>	

			大人 小学 校児 童 1室を 2人以 内で使 用する とき 大人 小学 校児 童	<u>7,535円</u> <u>6,025円</u> <u>8,520円</u> <u>6,820円</u>								大人 小学 校児 童 1室を 2人以 内で使 用する とき 大人 小学 校児 童	<u>7,750円</u> <u>6,195円</u> <u>8,760円</u> <u>7,010円</u>	
		洋 室	ツ イ ン 1人1泊 につき 1室を 2人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 1人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童	 <u>5,505円</u> <u>4,405円</u> <u>7,950円</u> <u>6,360円</u>				洋 室	ツ イ ン 1人1泊 につき 1室を 2人以 上で使 用する とき 大人 小学 校児 童 1室を 1人で 使用す るとき 大人 小学 校児 童	 <u>5,660円</u> <u>4,530円</u> <u>8,175円</u> <u>6,540円</u>				
			シ ン グ ル 1人1泊 につき 大人 小学 校児 童	 <u>6,115円</u> <u>4,895円</u>					シ ン グ ル 1人1泊 につき 大人 小学 校児 童	 <u>6,285円</u> <u>5,030円</u>				
		広間	1人1泊 につき 大人 小学 校児 童	 <u>4,740円</u> <u>3,790円</u>				広間	1人1泊 につき 大人 小学 校児 童	 <u>4,875円</u> <u>3,895円</u>				
	一 時 使 用	和 室	8 畳 室 1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	 <u>4,075円</u> <u>815円</u>				一 時 使 用	和 室	8 畳 室 1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	 <u>4,190円</u> <u>835円</u>			
			10 1室1回							10 1室1回				

		畳室	につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,585円</u> <u>915円</u>						畳室	につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>4,715円</u> <u>940円</u>					
		10畳室 (洋間付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,095円</u> <u>1,020円</u>						10畳室 (洋間付)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,240円</u> <u>1,045円</u>					
		特別室 (同)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,605円</u> <u>1,120円</u>						特別室 (同)	1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>5,765円</u> <u>1,150円</u>					
		洋室	シングル 1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>3,060円</u> <u>610円</u>						洋室	シングル 1室1回 につき 3時間 まで 3時間 を超え 1時間 を増す ごとに	<u>3,145円</u> <u>625円</u>					
		広間	1人1回 につき 3時間 まで 大人 小学 校児 童 [略]	<u>510円</u> <u>405円</u>						広間	1人1回 につき 3時間 まで 大人 小学 校児 童 [略]	<u>520円</u> <u>415円</u>					
	会議使用	21畳室	1室1日 につき	<u>8,765円</u>						21畳室	1室1日 につき	<u>9,015円</u>					
		28畳室	1日につ き	<u>11,620円</u>						28畳室	1日につ き	<u>11,950円</u>					
		35畳室	同		<u>14,475円</u>					35畳室	同		<u>14,885円</u>				
		54畳室	同		<u>22,410円</u>					54畳室	同		<u>23,050円</u>				

		畳室													
		67.5畳室	同		28,015円					67.5畳室	同		28,815円		
		研修ホール	104平方メートル室	1時間につき	4,000円					研修ホール	104平方メートル室	1時間につき	4,110円		
			182平方メートル室	同	7,000円						182平方メートル室	同	7,200円		
8	えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料	インラインスケート場	1人1日につき 大人 高等学校及び 中学校 生徒 小学校 児童		<u>1,000円</u> <u>800円</u> <u>600円</u>		[略]		8	えびの高原スポーツレクリエーション施設使用料	インラインスケート場	1人1日につき 大人 高等学校及び 中学校 生徒 小学校 児童	<u>1,025円</u> <u>820円</u> <u>615円</u>	[略]	
		アイススケート場	1人1日につき 大人 高等学校及び 中学校 生徒 小学校 児童		<u>1,000円</u> <u>800円</u> <u>600円</u>						アイススケート場	1人1日につき 大人 高等学校及び 中学校 生徒 小学校 児童	<u>1,025円</u> <u>820円</u> <u>615円</u>		
9	工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	窯業機械器具	ポットミル 振動ミル ジョークラッシャー 押出成形機 フェードレス	[略] 同 同 同 同	[略] <u>635円</u> <u>450円</u> <u>2,050円</u> <u>385円</u>		[略]		9	工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター使用料	窯業機械器具	ポットミル 振動ミル ジョークラッシャー 押出成形機	[略] 同 同 同	[略] <u>455円</u> <u>2,090円</u>	[略]

	タ							
	瓦曲げ試験機	同	950円		瓦曲げ試験機	同	975円	
	[略]				[略]			
	インバータホットプレス	同	2,980円		インバータホットプレス	同	3,030円	
	皿形造粒機	同	435円		皿形造粒機	同	445円	
	ガラス粉碎器	同	1,230円		ガラス粉碎器	同	1,265円	
					電気マッフル炬	同	245円	
分析機械器具	原子吸光分光光度計	同	1,705円		分析機械器具	[略]		
	ガスクロマトグラフ	[略]				ガスクロマトグラフ	[略]	
	蛍光X線分析装置	同	3,200円			蛍光X線分析装置	同	3,295円
	高出力X線回折装置	同	3,595円			高出力X線回折装置	同	3,695円
	[略]					[略]		
	低真空走査電子顕微鏡	同	1,785円			低真空走査電子顕微鏡	同	1,800円
	示差熱天びん・熱膨張測定システム	同	3,710円			示差熱天びん・熱膨張測定システム	同	3,805円
	[略]					[略]		
	粒度分布測定装置	同	1,610円			粒度分布測定装置	同	1,645円
	粒度計数装置	同	3,305円			粒度計数装置	同	3,390円
	[略]					[略]		
	分子量分布測定装置	同	3,615円			分子量分布測定装置	同	3,705円
	電子線マイクロアナライザー	同	4,055円			電子線マイクロアナライザー	同	4,175円
	X線光	同	3,355円			X線光	同	3,395円

電子分 光分析 装置			電子分 光分析 装置		
非放射 線 E・C D・G C	同	1,235円			
活性炭 賦活装 置	同	3,025円	活性炭 賦活装 置	同	3,095円
F Tー I R顕 微鏡	同	3,500円	F Tー I R顕 微鏡	同	3,600円
炭素硫 黄同時 分析装 置	同	2,105円	炭素硫 黄同時 分析装 置	同	2,160円
電位差 滴定装 置	同	505円	電位差 滴定装 置	同	515円
高周波 プラズ マ発光 分析装 置	同	3,905円	高周波 プラズ マ発光 分析装 置	同	4,015円
高速試 料分解 装置	同	1,765円	高速試 料分解 装置	同	1,800円
遠心分 離機	同	710円	遠心分 離機	同	720円
[略]			[略]		
微粉碎 機	[略]		微粉碎 機	[略]	
水生微 生物迅 速培養 器	同	185円			
[略]			[略]		
浸透圧 計	同	1,000円	浸透圧 計	同	1,030円
[略]			[略]		
ポロシ メータ ー	同	3,200円	ポロシ メータ ー	同	3,290円
ガス吸 着測定 装置	同	1,380円			
ガス吸 着測定 装置・ 化学吸 着セッ ト	同	1,555円			
示差走	同	1,810円	示差走	同	1,850円

査熱量計			査熱量計		
高速液体クロマトグラフ	同	2,005円	高速液体クロマトグラフ	同	2,060円
[略]			[略]		
全有機炭素量測定装置	同	1,005円	全有機炭素量測定装置	同	1,030円
[略]			[略]		
顕微鏡ビデオ装置・蛍光顕微鏡	同	1,505円	顕微鏡ビデオ装置・蛍光顕微鏡	同	1,545円
接触角計	同	295円	接触角計	同	300円
粘度計	同	230円	粘度計	同	240円
紫外可視分光光度計	同	1,300円	紫外可視分光光度計	同	1,335円
回転粘度計	同	750円	回転粘度計	同	770円
[略]			[略]		
電界放出形分析走査電子顕微鏡	同	4,000円	電界放出形分析走査電子顕微鏡	同	4,115円
微量分光光度計	同	320円	微量分光光度計	同	330円
イオンクロマトグラフ	同	1,600円	イオンクロマトグラフ	同	1,645円
動的光散乱光度計	同	3,000円	動的光散乱光度計	同	3,090円
示差熱天秤・質量分析同時測定装置	同	4,800円	示差熱天秤・質量分析同時測定装置	同	4,935円
システム偏光顕微鏡	同	2,000円	システム偏光顕微鏡	同	2,055円
β線用シンチレーションサ	同	1,160円	β線用シンチレーションサ	同	1,195円

		ーベイ メータ ー						ーベイ メータ ー				
		真空定 温乾燥 器	同					280円				
		カロリ ーメー ター	同					660円				
	金 属 加 工 機 械 器 具	[略]										
		治具中 ぐりフ ライス 盤	同					1,015円				
		[略]										
		三次元 測定機	同					2,240円				
		真円度 測定機	同					845円				
		工具顕 微鏡	同					2,240円				
		[略]										
		デジタ ルロッ クウェ ル硬度 計	同					355円				
		ロジッ クアナ ライザ ー	同					490円				
		L C R メータ ー	同					315円				
		赤外線 熱画像 処理装 置	同					4,235円				
		N C 自 動プロ グラミ ング装 置	同					1,020円				
		システ ム実体 顕微鏡	同					600円				
		[略]										
		F F T アナラ イザー	同					585円				
		表面粗 さ輪郭 形状測 定シス	同					990円				
	金 属 加 工 機 械 器 具	[略]										
		治具中 ぐりフ ライス 盤	同					1,025円				
		[略]										
		三次元 測定機	同					2,280円				
		真円度 測定機	同					865円				
		工具顕 微鏡	同					2,300円				
		[略]										
		デジタ ルロッ クウェ ル硬度 計	同					360円				
		L C R メータ ー	同					325円				
		システ ム実体 顕微鏡	同					620円				
		[略]										
		F F T アナラ イザー	同					600円				
		表面粗 さ輪郭 形状測 定シス	同					1,015円				

テム (表面粗さ解析測定)			テム (表面粗さ解析測定)		
表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	同	1,115円	表面粗さ輪郭形状測定システム (輪郭形状測定)	同	1,145円
ビデオ信号オシロスコープ	同	1,405円	ビデオ信号オシロスコープ	同	1,440円
金属顕微鏡	同	690円	金属顕微鏡	同	1,190円
[略]			[略]		
CAMシステム	同	3,295円	CAMシステム	同	3,375円
[略]			[略]		
精密万能材料試験機 (200トン)	同	4,995円	精密万能材料試験機 (200トン)	同	5,015円
[略]			[略]		
顕微鏡画像解析装置	同	2,980円	顕微鏡画像解析装置	同	2,985円
[略]			[略]		
CNC三次元測定機	[略]		CNC三次元測定機	[略]	
高感度放射温度測定装置	同	3,780円			
流量測定装置	同	810円			
[略]			[略]		
高速昇温電気炉	同	505円	高速昇温電気炉	同	515円
[略]			[略]		
回転炉	同	780円	回転炉	同	805円
[略]			[略]		
雰囲気電気炉	同	1,565円	雰囲気電気炉	同	1,595円
[略]			[略]		
マスクアライ	同	1,205円	マスクアライ	同	1,230円

		ナー						ナー												
		レーザードックプレー振動計	同		<u>1,620円</u>			レーザードックプレー振動計	同		<u>1,660円</u>									
		プリント基板加工装置	同		<u>1,135円</u>			プリント基板加工装置	同		<u>1,165円</u>									
		CNCスピードストローク研削盤		[略]				CNCスピードストローク研削盤		[略]										
		電気油圧式疲労試験機	同		<u>4,125円</u>															
		[略]						[略]												
		万能投影機	同		<u>495円</u>			万能投影機	同		<u>505円</u>									
		機械設計用数値解析システム	同		<u>3,725円</u>															
		熱流計	同		<u>1,570円</u>															
		[略]						[略]												
		精密万能自動切断機	同		<u>600円</u>			精密万能自動切断機	同		<u>610円</u>									
		コンタマシ	同		<u>395円</u>			コンタマシ	同		<u>405円</u>									
		スパッタリング装置	同		<u>1,395円</u>			スパッタリング装置	同		<u>1,425円</u>									
		電磁波妨害源探査装置	同		<u>580円</u>			電磁波妨害源探査装置	同		<u>600円</u>									
		静電気試験器	同		<u>630円</u>			静電気試験器	同		<u>650円</u>									
		ネットワークアナライザー	同		<u>505円</u>			ネットワークアナライザー	同		<u>520円</u>									
		ファーストレンジ／バー	同		<u>510円</u>			ファーストレンジ／バー	同		<u>525円</u>									

ティ試験器			ティ試験器		
サージイミュニティ試験器	同	530円	サージイミュニティ試験器	同	545円
データレコーダシステム	同	835円	データレコーダシステム	同	860円
高調波電流・フリッカ測定装置	同	585円	高調波電流・フリッカ測定装置	同	605円
電磁波解析ソフトウェア	同	660円	電磁波解析ソフトウェア	同	680円
雑音電界強度測定器	同	1,295円	雑音電界強度測定器	同	1,325円
雑音端子電圧測定器	同	1,505円	雑音端子電圧測定器	同	1,540円
雑音電力測定器	同	1,475円	雑音電力測定器	同	1,515円
放射イミュニティ試験器	同	2,460円	放射イミュニティ試験器	同	2,535円
伝導性イミュニティ試験器	同	615円	伝導性イミュニティ試験器	同	1,245円
[略]			[略]		
振動試験設備	同	4,350円	振動試験設備	同	4,430円
非接触三次元表面構造解析顕微鏡	同	4,300円	非接触三次元表面構造解析顕微鏡	同	4,420円
電波暗箱	同	1,830円	電波暗箱	同	1,880円
[略]			[略]		
ボール盤	同	100円	ボール盤	同	105円
E M I 測定器	同	1,500円	E M I 測定器	同	1,545円
G H z 帯用放射イミ	同	5,775円	G H z 帯用放射イミ	同	5,940円

ユニテ イ試験 器			ユニテ イ試験 器		
試料研 磨機	同	500円	試料研 磨機	同	515円
マイク ロフォ ーカス X線C T装置	同	4,645円	マイク ロフォ ーカス X線C T装置	同	4,780円
電波暗 室	同	1,830円	電波暗 室	同	1,880円
電波吸 収体	同	840円	電波吸 収体	同	865円
ミリ波 計測装 置	同	1,025円			
非接触 CNC 三次元 測定機	同	3,765円	非接触 CNC 三次元 測定機	同	3,875円
交流ア ーク溶 接機	同	165円	交流ア ーク溶 接機	同	175円
ウォー タージ ェット 加工機	同	2,960円	ウォー タージ ェット 加工機	同	3,055円
炭酸ガ スレー ザー加 工機	同	3,250円	炭酸ガ スレー ザー加 工機	同	3,355円
[略]			[略]		
太陽電 池評価 システ ム	同	1,060円	太陽電 池評価 システ ム	同	1,090円
光学特 性測定 装置	同	1,610円	光学特 性測定 装置	同	1,655円
機構解 析ツ ール	同	2,670円	機構解 析ツ ール	同	2,750円
サンプ リング オシロ スコー プ	同	1,820円	サンプ リング オシロ スコー プ	同	1,870円
			ソルト バス	同	1,300円
			工業用 超音波 洗浄機	同	620円
			曲げ試	同	405円

						驗機			
輪郭測定機	同	945円				輪郭測定機	同	970円	
[略]						[略]			
非接触二次元微細形状測定器	同	2,075円				非接触二次元微細形状測定器	同	2,135円	
表面形状測定顕微鏡	同	1,715円				表面形状測定顕微鏡	同	1,765円	
[略]						[略]			
工業用ファイバースコープ	同	210円				工業用ファイバースコープ	同	215円	
万能材料試験機 (10トン)	同	1,550円				万能材料試験機 (10トン)	同	1,595円	
軟X線発生装置	同	2,850円							
超音波探傷器	同	400円				超音波探傷器	同	415円	
超微小硬度計	同	2,050円				超微小硬度計	同	2,105円	
超音波硬さ計	同	125円				超音波硬さ計	同	130円	
反発式ポータブル硬度計	[略]					反発式ポータブル硬度計	[略]		
動釣合試験機	同	1,580円							
[略]						[略]			
砥粒流動研磨装置	同	1,215円				砥粒流動研磨装置	同	1,245円	
ドリル研削盤	同	325円				ドリル研削盤	同	335円	
[略]						[略]			
ドリルタップ盤	[略]					ドリルタップ盤	[略]		
真空熱処理炉	同	1,895円							
放電被覆肉盛り装置	同	315円				放電被覆肉盛り装置	同	320円	
[略]						[略]			
CADデータ	同	1,060円				CADデータ	同	1,090円	

	変換・修正システム						変換・修正システム			
	超音波顕微鏡	同	1,200円				超音波顕微鏡	同	1,235円	
	[略]						[略]			
	CAD用大型プリンター	同	1,455円				CAD用大型プリンター	同	1,500円	
	サーモグラフィー	同	960円				サーモグラフィー	同	985円	
	試作支援加工システム	同	1,400円				試作支援加工システム	同	1,445円	
	[略]						[略]			
	熱流体解析システム	[略]					熱流体解析システム	[略]		
		同					実体顕微鏡	同	730円	
		同					万能工具研削盤	同	755円	
		同					非接触三次元形状測定機	同	1,330円	
		同					ボールパーシシステム	同	665円	
デザイン関係機械器具	マルチメディアコンピュータシステム	同	990円			デザイン関係機械器具	マルチメディアコンピュータシステム	同	1,010円	
	カラープロッター	同	2,580円				カラープロッター	同	2,650円	
	デジタルカラープリンター	同	1,725円				デジタルカラープリンター	同	1,755円	
	スタジオ撮影装置	同	565円				スタジオ撮影装置	同	580円	
食関係機械	[略]					食関係機械	[略]			
	ドラムドライヤー	同	1,210円				ドラムドライヤー	同	1,250円	
	[略]						[略]			

機 器 具	アミノ酸分析計	同	2,105円		機 器 具	アミノ酸分析計	同	2,140円
	[略]					[略]		
	バイオクリーンベンチ	同	235円			バイオクリーンベンチ	同	240円
	[略]					[略]		
	遺伝子導入装置	同	210円			遺伝子導入装置	同	215円
	[略]					[略]		
	レオメーター	同	1,065円			レオメーター	同	1,100円
	水分活性恒温測定装置	同	515円			水分活性恒温測定装置	同	530円
	スプレードライヤー	同	1,405円			スプレードライヤー	同	1,450円
	示差走査熱量計	同	1,810円					
	簡易型ガスクロマトグラフ質量分析計	同	1,660円			簡易型ガスクロマトグラフ質量分析計	同	1,780円
	液体クロマトグラフ	同	1,095円			液体クロマトグラフ	同	1,120円
	[略]					[略]		
	温度勾配振とう培養装置	同	990円			温度勾配振とう培養装置	同	1,005円
	[略]					[略]		
	過熱蒸気処理装置	同	875円			過熱蒸気処理装置	同	890円
	スプレー式高温高圧調理殺菌装置	同	795円			スプレー式高温高圧調理殺菌装置	同	820円
	粉体特性測定装置	同	520円			粉体特性測定装置	同	530円
	[略]					[略]		
	乾式粉砕機	同	240円			乾式粉砕機	同	250円

		[略]				[略]		
	微生物	同	375円			微生物	同	390円
	熱量計					熱量計		
	電気泳動装置	同	425円			電気泳動装置	同	430円
		[略]					[略]	
	無菌充填装置	同	1,020円			無菌充填装置	同	1,050円
		[略]					[略]	
	ジャーファーメンター	同	440円			ジャーファーメンター	同	455円
	押出成形機	同	505円			押出成形機	同	510円
		[略]					[略]	
	高速裏ごし機	同	190円			高速裏ごし機	同	200円
	真空包装機	同	390円			真空包装機	同	400円
	搾汁機	同	605円			搾汁機	同	615円
	小型ろ過機	同	625円			小型ろ過機	同	645円
		[略]					[略]	
	粒度分布測定装置 (ふるい式)	同	1,310円			粒度分布測定装置 (ふるい式)	同	1,340円
	液体クロマトグラフ質量分析計	同	4,625円			液体クロマトグラフ質量分析計	同	4,755円
	有機酸分析計	同	770円			有機酸分析計	同	800円
	蛍光マイクロプレートリーダー	同	1,425円			蛍光マイクロプレートリーダー	同	1,465円
	急速冷凍庫	同	345円			急速冷凍庫	同	360円
	小型スプレードライヤー	同	925円			小型スプレードライヤー	同	950円
	分光測色計	同	1,925円			分光測色計	同	1,980円
	スチームコンベクションオーブン	同	340円			スチームコンベクションオーブン	同	360円

	γ線用 シンチ レーシ ョンス ペクト ロメー ター	同		<u>6,010円</u>			γ線用 シンチ レーシ ョンス ペクト ロメー ター	同		<u>5,355円</u>		
	[略]						自記分 光光度 計	同		<u>600円</u>		
							低温除 湿乾燥 装置	同		<u>300円</u>		
							露点制 御式乾 燥装置	同		<u>105円</u>		
	[略]						[略]					
[略]							[略]					
10 農業 科学公 園使用 料	イベントホ ール	1室につ き	午前 午後	<u>3,400円</u> <u>6,800円</u>		[略]	イベントホ ール	1室につ き	午前 午後	<u>3,500円</u> <u>7,000円</u>		[略]
	物産館ホ ール	1平方メ ートル1 日につき		<u>38円</u>			物産館ホ ール	1平方メ ートル1 日につき		<u>39円</u>		
11 農業 大学校 授業料 及び農 業大学 校宿泊 室等使 用料	[略]					[略]	[略]					[略]
	宿 泊 室	1人1泊 につき		<u>1,020円</u>			宿 泊 室	1人1泊 につき		<u>1,050円</u>		
	研 修 室	1室につ き	午前 午後 夜間	<u>1,530円</u> <u>3,060円</u> <u>3,060円</u>			研 修 室	1室につ き	午前 午後 夜間	<u>1,575円</u> <u>3,145円</u> <u>3,145円</u>		
	体 育 館	1時間 につき		<u>500円</u>			体 育 館	1時間 につき		<u>515円</u>		
11の2 地域農 業改良 普及セ ンター 使用料	研修室	1室につ き	午前 午後	<u>1,530円</u> <u>3,060円</u>		[略]	研修室	1室につ き	午前 午後	<u>1,575円</u> <u>3,145円</u>		[略]
	食品加工室	1室につ き	午前 午後	<u>2,020円</u> <u>4,040円</u>			食品加工室	1室につ き	午前 午後	<u>2,080円</u> <u>4,155円</u>		
	[略]						[略]					
12 高等 水産研 修所授 業料及 び高等 水産研 修所宿 泊室等 使用料	[略]					[略]	[略]					[略]
	宿 泊 室	1人1泊 につき		<u>1,020円</u>			宿 泊 室	1人1泊 につき		<u>1,050円</u>		
	体 育 館	1時間 につき		<u>500円</u>			体 育 館	1時間 につき		<u>515円</u>		
13 林業	宿泊室	1人1泊		<u>1,020円</u>		[略]	宿泊室	1人1泊		<u>1,050円</u>		[略]

技術センター 使用料		につき			技術センター 使用料		につき				
	大研修室	1室につき	午前	<u>3,060円</u>		大研修室	1室につき	午前	<u>3,145円</u>		
			午後	<u>6,115円</u>				午後	<u>6,290円</u>		
	中研修室	1室につき	午前	<u>1,530円</u>		中研修室	1室につき	午前	<u>1,575円</u>		
			午後	<u>3,060円</u>				午後	<u>3,145円</u>		
	小研修室	1室につき	午前	<u>1,020円</u>		小研修室	1室につき	午前	<u>1,050円</u>		
			午後	<u>2,040円</u>				午後	<u>2,100円</u>		
	14 木材 利用技術センター 使用料	高周波加熱装置付きホットプレス	1時間につき	<u>19,125円</u>		[略]	14 木材 利用技術センター 使用料	高周波加熱装置付きホットプレス	1時間につき	<u>19,145円</u>	[略]
		[略]					[略]				
		デジタルマイクロスコープ	同	<u>8,165円</u>			デジタルマイクロスコープ	同	<u>8,395円</u>		
年輪X線試料切削装置		同	<u>5,155円</u>		年輪X線試料切削装置	同	<u>5,290円</u>				
手押しかんな盤		同	<u>865円</u>		手押しかんな盤	同	<u>880円</u>				
クロスカッター		同	<u>870円</u>		クロスカッター	同	<u>875円</u>				
ボール盤		同	<u>255円</u>		ボール盤	同	<u>260円</u>				
角のみ盤		同	<u>340円</u>		角のみ盤	同	<u>345円</u>				
フィンガーシューバー		同	<u>3,545円</u>		フィンガーシューバー	同	<u>3,600円</u>				
フィンガーコンポーザ		同	<u>5,465円</u>		フィンガーコンポーザ	同	<u>5,565円</u>				
グルーアブリケータ		同	<u>1,075円</u>		グルーアブリケータ	同	<u>1,105円</u>				
グルースプレッタ		同	<u>2,675円</u>		グルースプレッタ	同	<u>2,750円</u>				
[略]					[略]						
ほぞ取盤		同	<u>2,035円</u>		ほぞ取盤	同	<u>2,070円</u>				
精密試料切断機		同	<u>335円</u>		精密試料切断機	同	<u>340円</u>				
ロータリーレース		同	<u>20,200円</u>		ロータリーレース	同	<u>20,525円</u>				
[略]					[略]						
湾曲LVL製造プレス		同	<u>7,145円</u>		湾曲LVL製造プレス	同	<u>7,290円</u>				
ウッドセラミック焼成炉		同	<u>4,190円</u>		ウッドセラミック焼成炉	同	<u>4,215円</u>				
[略]					[略]						
リングフレーカー		同	<u>5,830円</u>		リングフレーカー	同	<u>5,855円</u>				
[略]					[略]						
大会議室		1室につき	午前	<u>4,380円</u>		大会議室	1室につき	午前	<u>4,505円</u>		
			午後	<u>8,760円</u>				午後	<u>9,010円</u>		

15 ひな もり台 県民ふ れあいの森 オートキ ャンプ 場使用 料	宿 泊 使 用	個別サ イト	1 サイト 1 回につ き	<u>5,100円</u>	[略]	15 ひな もり台 県民ふ れあいの森 オートキ ャンプ 場使用 料	宿 泊 使 用	個別サ イト	1 サイト 1 回につ き	<u>5,200円</u>	[略]
		グルー プサイ トA	同	<u>10,200円</u>				グルー プサイ トA	同	<u>10,400円</u>	
		グルー プサイ トB	同	<u>7,600円</u>				グルー プサイ トB	同	<u>7,800円</u>	
		キャン ピング カーサ イト	同	<u>5,900円</u>				キャン ピング カーサ イト	同	<u>6,000円</u>	
		[略]						[略]			
		キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	<u>14,500円</u>				キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	<u>14,800円</u>	
		キャビ ンB	同	<u>10,200円</u>				キャビ ンB	同	<u>10,400円</u>	
		キャビ ンC	同	<u>6,700円</u>				キャビ ンC	同	<u>6,800円</u>	
		トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	<u>13,900円</u>				トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	<u>14,300円</u>	
		[略]						[略]			
	一 時 使 用	個別サ イト	1 サイト 1 回につ き	<u>2,550円</u>	[略]		一 時 使 用	個別サ イト	1 サイト 1 回につ き	<u>2,600円</u>	[略]
		グルー プサイ トA	同	<u>5,100円</u>				グルー プサイ トA	同	<u>5,200円</u>	
		グルー プサイ トB	同	<u>3,800円</u>				グルー プサイ トB	同	<u>3,900円</u>	
		キャン ピング カーサ イト	同	<u>2,950円</u>				キャン ピング カーサ イト	同	<u>3,000円</u>	
		[略]						[略]			
		キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	<u>7,250円</u>				キャビ ンA	1 棟 1 回 につき	<u>7,400円</u>	
		キャビ ンB	同	<u>5,100円</u>				キャビ ンB	同	<u>5,200円</u>	
		キャビ ンC	同	<u>3,350円</u>				キャビ ンC	同	<u>3,400円</u>	
		トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	<u>6,950円</u>				トレー ラーハ ウス	1 台 1 回 につき	<u>7,150円</u>	
		[略]						[略]			
[略]			[略]								
[略]			[略]								
17 産業 開発青 年隊授 業料及	[略]			[略]	17 産業 開発青 年隊授 業料及	[略]			[略]		
	宿 泊 室	宿泊室	1 人 1 泊 につき			<u>1,020円</u>	宿 泊 室	宿泊室		1 人 1 泊 につき	<u>1,050円</u>
	大教室	1 室につ				大教室	1 室につ				

び建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	等 使 用 料	中教室	き			び建設 技術セ ンター 宿泊室 等使用 料	等 使 用 料	中教室	き		
			午前	3,820円					午前	3,930円	
			午後	7,640円					午後	7,860円	
		小教室	1室につ き					小教室	1室につ き		
			午前	3,060円					午前	3,145円	
			午後	6,115円					午後	6,290円	
体育館	1時間につ き		500円	体育館	1時間につ き		515円				
18 サン ビーチ ーツ葉 使用料	[略]	[略]	[略]	18 サン ビーチ ーツ葉 使用料	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	[略]	
	駐車場	1利用につ き			駐車場	1利用につ き					
		乗合型 自動車	650円			普通自 動車（ 乗員定 員11人 以上の もの）	670円				
		大型特 殊自動 車	650円			普通自 動車（ 乗員定 員10人 以下の もの）	330円				
		普通自 動車	320円			大型特 殊自動 車	670円				
		小型自 動車（ 二輪自 動車を 除く。 ）	320円			小型自 動車（ 二輪自 動車を 除く。 ）	330円				
		小型特 殊自動 車	320円			小型特 殊自動 車	330円				
		軽自動 車（二 輪自動 車を除 く。）	320円			軽自動 車（二 輪自動 車を除 く。）	330円				
		[略]				[略]					
	[略]					[略]					
別表第 2（第 3 条関係）					別表第 2（第 3 条関係）						
手数料	区	分	単位	金額	備考	手数料	区	分	単位	金額	備考
	[略]						[略]				
2の2	複写機により用紙に複写し たものの交付		[略]			2の2	複写機により用紙に複写し たもの		[略]		
国会議 員関係 政治団	スキャナにより読み取って できた電磁的記録を光ディ	1枚につ き		100円に当 該少額領収		国会議 員関係 政治団	スキャナによ り読み取って	C D - R (700メ	同	80円に当該 少額領収書	

体の少額領収書等の写しの交付手数料	スク (CD-R 700メガバイト) に複写したものの交付		書等の写し1枚ごとに10円を加えた額		体の少額領収書等の写しの交付手数料	できた電磁的記録を光ディスクに複写したものの	ガバイト)		等の写し1枚ごとに10円を加えた額	
							DVD-R (4.7ギガバイト)	同	100円に当該少額領収書等の写し1枚ごとに10円を加えた額	
3 政治団体の収支報告書の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの交付	[略]			3 政治団体の収支報告書の写しの交付手数料	複写機により用紙に複写したものの	[略]			
	スキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスク (CD-R 700メガバイト) に複写したものの交付	1枚につき	100円に当該収支報告書の写し1枚ごとに10円を加えた額			スキャナにより読み取ってきた電磁的記録を光ディスクに複写したものの	CD-R (700メガバイト)	同	80円に当該収支報告書の写し1枚ごとに10円を加えた額	
							DVD-R (4.7ギガバイト)	同	100円に当該収支報告書の写し1枚ごとに10円を加えた額	
[略]					[略]					
19 狩猟免許更新申請手数料		1件につき	2,800円		19 狩猟免許更新申請手数料			1件につき	2,900円	
[略]					[略]					
24 危険物製造所等の設置許可申請手数料	製造所	[略]			24 危険物製造所等の設置許可申請手数料	製造所	[略]			
		指定数量の倍数が200を超えるもの	同	91,000円				指定数量の倍数が200を超えるもの	同	92,000円
	特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下この項において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。)) 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	同	820,000円		特定屋外タンク貯蔵所 (浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるものに係る特定屋外タンク貯蔵所 (以下この項において「	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満のもの	同	830,000円	
		危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	990,000円			危険物の貯蔵最大数量が5,000キロリットル以上1万キロリットル未満のもの	同	1,010,000円	

)	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	1,100,000 円))	浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等」という。)並びに岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。)	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	同	1,120,000 円	
		危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	1,400,000 円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	同	1,420,000 円		
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,640,000 円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,660,000 円		
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	3,850,000 円			危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	3,880,000 円		
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	5,090,000 円			危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	5,100,000 円		
		[略]					[略]				
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未	同	1,120,000 円			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所等	危険物の貯蔵最大数量が1,000キロリットル以上5,000キロリットル未	同	1,130,000 円

手数料		ロリット ル未満の もの				手数料		ロリット ル未満の もの				
		[略]						[略]				
		危険物の 貯蔵最大 数量が10 万キロリ ットル以 上20万キ ロリット ル未満の もの	同	1,650,000 円					危険物の 貯蔵最大 数量が10 万キロリ ットル以 上20万キ ロリット ル未満の もの	同	1,720,000 円	
		危険物の 貯蔵最大 数量が20 万キロリ ットル以 上30万キ ロリット ル未満の もの	同	3,180,000 円					危険物の 貯蔵最大 数量が20 万キロリ ットル以 上30万キ ロリット ル未満の もの	同	3,320,000 円	
		危険物の 貯蔵最大 数量が30 万キロリ ットル以 上40万キ ロリット ル未満の もの	同	3,890,000 円					危険物の 貯蔵最大 数量が30 万キロリ ットル以 上40万キ ロリット ル未満の もの	同	4,060,000 円	
		危険物の 貯蔵最大 数量が40 万キロリ ットル以 上のもの	同	4,450,000 円				危険物の 貯蔵最大 数量が40 万キロリ ットル以 上のもの	同	4,650,000 円		
	[略]						[略]					
	[略]						[略]					
35 特定 屋外タ ンク貯 蔵所又 は移送 取扱所 の保安 に関する 検査 手数料	特定屋外タン ク貯蔵所(岩 盤タンクに係 る屋外タンク 貯蔵所を除く 。)	[略]				35 特定 屋外タ ンク貯 蔵所又 は移送 取扱所 の保安 に関する 検査 手数料	特定屋外タン ク貯蔵所(岩 盤タンクに係 る屋外タンク 貯蔵所を除く 。)	[略]				
		危険物の 貯蔵最大 数量が5 ,000キロ リットル 以上1万 キロリッ トル未満 のもの	同	410,000円					危険物の 貯蔵最大 数量が5 ,000キロ リットル 以上1万 キロリッ トル未満 のもの	同	430,000円	
		[略]						[略]				
		危険物の 貯蔵最大 数量が5 万キロリ	同	920,000円				危険物の 貯蔵最大 数量が5 万キロリ	同	960,000円		

		ットル以上10万キロリットル未満のもの							
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,160,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	2,830,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,470,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,000,000円					
	[略]								
[略]									
139 県	死亡診断書	1 件につき		3,150円					[略]
立産院	病歴書	同		2,100円					
等文書	死体検案書	同		3,395円					
作成手	障害診断書	同		3,395円					
数料	裁判関係診断書	同		4,200円					
	生命保険又は恩給診断書	同		4,200円					
	海外移住関係診断書	同		2,100円					
	交通事故診断書	同		4,200円					
	特定疾患診断書	同		3,395円					
	その他の診断書	同		2,100円					
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同		3,395円					
	出生証明書	同		2,100円					
	[略]								
		ットル以上10万キロリットル未満のもの							
		危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	同	1,210,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が20万キロリットル以上30万キロリットル未満のもの	同	2,950,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が30万キロリットル以上40万キロリットル未満のもの	同	3,620,000円					
		危険物の貯蔵最大数量が40万キロリットル以上のもの	同	4,170,000円					
	[略]								
[略]									
139 県	死亡診断書	1 件につき		3,240円					[略]
立産院	病歴書	同		2,160円					
等文書	死体検案書	同		3,492円					
作成手	障害診断書	同		3,492円					
数料	裁判関係診断書	同		4,320円					
	生命保険又は恩給診断書	同		4,320円					
	海外移住関係診断書	同		2,160円					
	交通事故診断書	同		4,320円					
	特定疾患診断書	同		3,492円					
	その他の診断書	同		2,160円					
	自動車損害賠償責任保険治療費明細書	同		3,492円					
	出生証明書	同		2,160円					

	意見書	同	3,395円		
	症状調査書	同	4,200円		
	その他の証明書	同	1,135円		
[略]					
142の2 [略]					
	意見書	同	3,492円		
	症状調査書	同	4,320円		
	その他の証明書	同	1,167円		
[略]					
142の2 [略]					
142の3	認定看 宮崎 護師教 育課程	新規受講のための 試験	1人に つき	17,000円	
県立看 護大学 公開講 座試験 手数料	育課程	単位認定のための 筆記試験(修了試 験を除く。)の追 試験又は再試験	1人1 科目に つき	5,000円	
		修了試験の追試験 又は再試験	1人に つき	30,000円	
142の4	認定看 宮崎 護師教 育課程	受講手続			1 「県内 者」とは
県立看 護大学 公開講 座受講 手数料	育課程	1 県内者	1人に つき	58,000円	、次のい ずれかに 該当する 者をいう
		2 県外者	同	83,000円	。一 (1) 受 講手続 を行う 日の属 する月 の初日 におい て、引 き続き 1年以上 県内に 住所 を有し ている 者
					(2) 受 講手続 を行う 日の属 する月 の初日 におい て、配 偶者又 は一親 等の親 族が引 き続き 1年以上 県内に 住所 を有し ている 者

										(3) 知事が(1)及び(2)に掲げる者に準ずると認めめる者												
										2 「県外者」とは、県内者以外の者をいう。												
					追加実習					回					3,000円							
142の3～142の5 [略]										142の5～142の7 [略]												
142の6 介護療養型医療施設指定申請手数料		1件につき			30,000円																	
142の7 [略]										142の8 [略]												
[略]										[略]												
145 [略]										145 [略]												
145の2 保育士試験全部免除申請手数料		1件につき			2,400円																	
145の2～145の4 [略]										145の3～145の5 [略]												
[略]										[略]												
171の2 動物取扱業登録申請手数料		1件につき			1万5,000円に1を超える動物取扱業種の数に1万1,000円を乗じて得た額を加算した額					1件につき		1万5,000円に1を超える第一種動物取扱業登録申請手数料										
171の3 動物取扱業登録更新申請手数料		1件につき			1万5,000円に1を超える動物取扱業種の数に1万1,000円を乗じて得た額を加算した額					1件につき		1万5,000円に1を超える第一種動物取扱業登録更新申請手数料										
172 ねこ引取		ねこ1匹(子)			[略]					猫1匹(子猫)		[略]										

手数料			ねこにあつては1腹)につき						にあつては1腹)につき																	
[略]																										
270 工業技術センター、食品開発センター及び機械技術センター手数料	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析(写真撮影)	写真1枚につき						2,365円	電子線マイクロアナライザー分析	基本分析(写真撮影)	写真1枚につき							2,390円							
		定性分析	1点につき						6,390円		定性分析	1点につき								6,450円						
		線分析	1線1元素につき								4,505円	線分析	1線1元素につき													
		面分析	1検体につき								2,845円	面分析	1元素につき									2,900円				
	X線光電子分光分析	[略]											X線光電子分光分析	[略]												
		状態分析	1元素につき									4,565円		状態分析	1元素につき								4,730円			
		[略]												[略]												
	化学分析及び試験	定性	水質分析	1成分につき								1,815円	水質分析	1成分につき									1,820円			
			鉱工業原料及び製品分析	同									2,655円	鉱工業原料及び製品分析	同									2,685円		
			蛍光X線分析	1試料につき									5,400円	蛍光X線分析	1試料につき									5,490円		
			X線回折分析	同									5,900円	X線回折分析	同									6,000円		
			赤外吸収分析	同									4,000円	赤外吸収分析	同										4,065円	
			定量	水質分析	簡易なもの	1成分につき								2,110円	簡易なもの	1成分につき										2,130円
					[略]											[略]										
	鉱工業原料及び製品分析	簡易なもの			同									2,155円	簡易なもの	同									2,175円	
		複雑なもの	同									3,800円	複雑なもの	同									3,855円			
	[略]												[略]													
	材料試験	[略]											材料試験	[略]												
		ノイズ試験	放射雑音測定試験	同										28,095円	放射雑音測定試験	同									28,445円	
			伝導雑音測定試験	同										11,190円	伝導雑音測定試験	同									11,345円	
			雑音電力	同										14,570円	雑音電力	同									14,765円	

						く。)、学 校教育法第 1 条に規定 する高等学 校、大学及 び高等専門 学校の在校 生、同法第 124条に規 定する専修 学校及び同 法第 134条 に規定する 各種学校の 在校生その 他知事が認 めるものに ついては、 実技試験の 手数料の額 は <u>1万 1,0 00円</u> とする 。									く。)、学 校教育法第 1 条に規定 する高等学 校、大学及 び高等専門 学校の在校 生、同法第 124条に規 定する専修 学校及び同 法第 134条 に規定する 各種学校の 在校生その 他知事が認 めるものに ついては、 実技試験の 手数料の額 は <u>1万 1,9 00円</u> とする 。
	[略]														
452の 7	エネルギーの 低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	エネルギーの 使用の合理化 に関する法律 (昭和54年法 律第49号) 第 76条第 1 項に 規定する登録 建築物調査機 関又は住宅の 品質確保の促 進等に関する 法律第 5 条第 1 項に規定す る登録住宅性 能評価機関 (認 定申請に係る 建築物の全部 又は一部が非 住宅である場 合にあっては、 建築基準法第 77条の21 第 1 項に規定す る指定確認検 査機関を兼ね るもの) により 都市の低炭素 化の促進に関 する法律第54	[略]												
452の 7	エネルギーの 低炭素建築 物新築等計 画認定申請 手数料	エネルギーの 使用の合理化 等に関する法 律 (昭和54年 法律第49号) 第76条第 1 項 に規定する登 録建築物調査 機関又は住宅 の品質確保の 促進等に関する 法律第 5 条第 1 項に規定す る登録住宅性 能評価機関 (認 定申請に係る 建築物の全部 又は一部が非 住宅である場 合にあっては、 建築基準法第 77条の21 第 1 項に規定す る指定確認検 査機関を兼ね るもの) により 都市の低炭 素化の促進に 関する法律第	[略]												

条第 1 項各号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合 [略]	
[略]	

54条第 1 項各号に掲げる基準に係る技術的審査に適合すると認められた計画（以下「低炭素建築物事前審査適合計画」という。）であることを証明する書類の提出がある場合 [略]	
[略]	

別表第 3（第 3 条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
1 行政書士法第 3 条第 2 項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	財団法人行政書士試験研究センター
1 の 2 消防法第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	財団法人消防試験研究センター
2 消防法第 17 条の 8 第 3 項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	財団法人消防試験研究センター
[略]		
5 火薬類取締法第 31 条第 3 項の規定に基づく火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者に係る試験の実施	[略]	社団法人全国火薬保安協会
[略]		
9 児童福祉法第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	社団法人全国保育士養成協議会
[略]		
14 建築士法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	[略]	財団法人建築技術教育普及センター
[略]		
19 宅地建物取引業法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格	[略]	財団法人不動産適性取引推進機構

別表第 3（第 3 条関係）

事務の種類	法律の規定	指定試験機関等
1 行政書士法第 3 条第 2 項の規定に基づく行政書士試験の施行	[略]	行政書士法第 4 条第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定する者
1 の 2 消防法第 13 条の 3 第 3 項の規定に基づく危険物取扱者試験の実施	[略]	消防法第 13 条の 5 第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定する者
2 消防法第 17 条の 8 第 3 項の規定に基づく消防設備士試験の実施	[略]	消防法第 17 条の 9 第 1 項の規定に基づき総務大臣が指定する者
[略]		
5 火薬類取締法第 31 条第 3 項の規定に基づく火薬類製造保安責任者又は火薬類取扱保安責任者に係る試験の実施	[略]	火薬類取締法第 31 条の 3 第 1 項の規定に基づき経済産業大臣が指定する者
[略]		
9 児童福祉法第 18 条の 8 第 2 項の規定に基づく保育士試験の実施	[略]	児童福祉法第 18 条の 9 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
9 の 2 児童福祉法施行規則第 6 条の 11 の 2 第 2 項の規定に基づく保育士試験の全部の免除の申請に対する審査	児童福祉法第 18 条の 9 第 3 項	児童福祉法第 18 条の 9 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
[略]		
14 建築士法第 13 条の規定に基づく二級建築士試験又は木造建築士試験の実施	[略]	建築士法第 15 条の 6 第 1 項の規定に基づき知事が指定する者
[略]		
19 宅地建物取引業法第 16 条第 1 項の規定に基づく宅地建物取引主任者資格	[略]	宅地建物取引業法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき国土交通

試験の実施		試験の実施	大臣が指定する者
-------	--	-------	----------

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、第3条第1項第194号、第223号の2及び第223号の3の改正規定は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。